

「毎年の検査の流れ」・「料金の支払方法」・「約款」をご確認のうえ保管をお願いいたします。

### 毎年の検査の流れ

- 1 検査の実施予定日が決まりましたら、郵便にてお知らせいたします。前回実施した月と同時期、年末年始を除く平日の昼間となりますが、検査効率向上のため検査時期を変更する場合がございます。
- 2 ご不在の場合でも、検査の実施に特に支障がない状況であれば、実施させていただきますが、お客様のご都合が合わない場合はご連絡ください。
- 3 当日は現場での検査を実施し、併せて放流水を採取させていただき、当センターに持ち帰り水質分析を行います。また、「検査済の証」を浄化槽の近くに貼らせていただきます。
- 4 後日、検査結果書を郵送いたします。水質分析に日数がかかる為、お手元に届くまで2～4週間程度かかりますが、ご了承ください。
- 5 検査結果書が届きましたら、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### 検査料金のお支払い方法

- ・ 「口座振替」をご希望の場合は、連絡事項の欄に「口座振替希望」とご記入ください。後日、口座振替依頼書を郵送いたします。
- ・ 「コンビニ支払い」および「郵便振込み」をご希望の場合は、検査結果書と併せて払込取扱票付の請求書を郵送いたします。
- ・ 「銀行振込み」ご希望の場合は、検査結果書と併せて請求書を郵送いたします。  
※振込み手数料はお客様ご負担となりますのでご注意ください。
- ・ 「現金」にてお支払いをご希望の場合は、検査当日に検査担当者にお申し出ください。領収書を発行いたします。

### 約 款

#### 第1条（信義誠実の義務）

お客様及び一般財団法人静岡県生活科学検査センター（以下「センター」という。）は、信義誠実をもってこの要約を忠実に履行しなければならない。

#### 第2条（業務の内容）

センターは、浄化槽法第7条および第11条の検査を浄化槽法その他の関係法令を遵守し、実施することとする。実施後、お客様に「検査済の証」を交付するとともに「検査結果書」を作成し提出するものとする。

#### 第3条（報告）

センターは、浄化槽法第7条第2項および第11条第2項の規定に基づき、必要な事項を県知事に報告するものとする。

#### 第4条（情報の開示）

センターは、浄化槽の維持管理向上のため、必要に応じて、お客様より委託を受けている管理業者に情報提供を行う。また、官公庁から要請があった場合も同様とする。

#### 第5条（継続の更新）

本申込みの更新については、双方異議のない場合は同一条件にてさらに一年間延長するものとし、その後においても同様とする。

#### 第6条（検査料の請求及び支払い）

センターは、全ての業務を完了した場合、お客様に検査料を請求し、お客様は速やかに支払うものとする。

#### 第7条（申込みの解除）

お客様は対象施設の取り壊し等、継続の解除が必要となった場合は、あらかじめセンターに通知するものとする。

#### 第8条（検査実施方法及び不在時検査）

- 1 検査日程が決定した時は、センターはお客様に検査実施日をあらかじめ書面により通知するものとする。
- 2 検査当日、お客様が不在の場合であっても検査の実施に特に支障がない状況であれば、センターは検査を実施することができる。ただし、お客様からの要請があった場合は、この限りではない。
- 3 センターは、業務履行の効率化を図るのに検査時期の変更を求める場合がある。

#### 第9条（秘密の保持）

センターは、申込みの際に知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめお客様の承認を得たときは、この限りではない。

#### 第10条（損害賠償）

センターが業務の実施に関し、お客様又は第三者に損害を与えた場合、損害の発生がセンターの業務に起因するときは、速やかにその損害を被害者に賠償しなければならない。

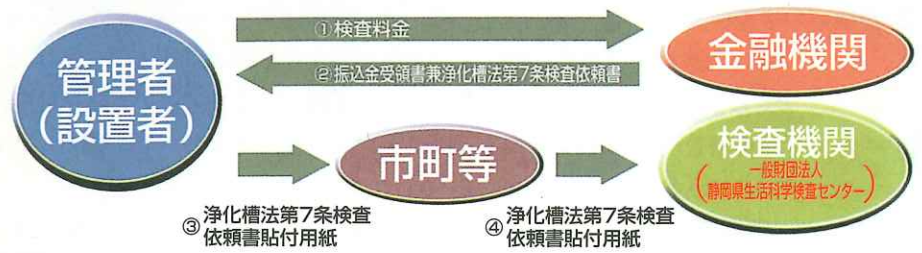
#### 第11条（疑義の決定）

この申込みに関する疑義及びこの申込みに定めない事項については、双方で協議して定めるものとする。

# 検査の申し込みについて

## ■ 7条検査

● 予め、検査手数料を所定の振込用紙により金融機関に振り込んで頂きます。その後「浄化槽法第7条検査依頼書貼付用紙」に「振込金受領書兼浄化槽法第7条検査依頼書」を貼付し、建築確認申請書又は浄化槽設置届出書を提出する際、市町等に併せて提出して下さい。なお、提出して頂いた方には、検査機関より使用開始年月日等を確認する書類を送付致します。



● 上記の方法で依頼をされていない方は、検査機関に検査の申し込みをしてください。



## ■ 11条検査

### 1 契約または継続依頼

契約締結または継続依頼申込み書で申し込みいただいた場合は、次年度より下記2の毎年申し込む必要がなくなります。

### 2 毎年申し込む方法

毎年、検査月が近づきましたら、申込書をお送りします。必要事項をご記入の上、ご返送またはFAXにてご返信ください。

### 3 インターネットからの申込み

当センターのホームページから申し込みできます。(http://www.shizuokaseikaken.or.jp)

## 新しく浄化槽を設置されるお客様へのお願い

7条検査の申し込み時に併せて11条検査の申し込みを同時に行ってください。

## 検査の実施について

検査の実施予定日が決まりましたら、郵便にてお知らせします。当日は現場での検査を実施し、併せて放流水を採取して当センターに持ち帰り、水質分析を行います。また、「検査済の証」を浄化槽の近くに貼らせていただきます。検査結果書は水質分析に日数がかかるため、後日郵送となります。

## 検査の手数料について (消費税は非課税です)

浄化槽の規模	～10人槽	11～20人槽	21～50人槽	51～100人槽	101～300人槽	301人槽～
7条検査	11,500円	11,500円	14,500円	18,000円	19,500円	21,500円
11条検査	5,800円 <small>(※)</small>	6,500円	9,500円	13,000円	15,000円	17,000円

(※)2019年度から、11条検査10人槽以下の手数料が変更となりました。

### 【支払い方法】

現金 検査時にお支払いください。

コンビニ 後日「検査結果書」と併せて「コンビニ・郵便振込用紙付きの請求書」を郵送します。

郵便振込 同上

銀行振込 後日「検査結果書」と併せて「請求書」を郵送します。(注意:振込み手数料はお客様のご負担となります。)

口座振替 11条検査に限り、お支払い方法が口座振替の場合、検査手数料から500円差し引いた額となります。ご希望の方は事前に申し込みが必要ですのでご連絡ください。